

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	スイスの新しい安定供給対策法（備蓄法）—2016年6月17日の経済に関する国の供給に関する連邦法—（資料）
他言語論題 Title in other language	New National Economic Supply Act of Switzerland
著者 / 所属 Author(s)	樋口 修 (Higuchi, Osamu) / 国立国会図書館調査及び立法考査局主幹 農林環境調査室
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	799
刊行日 Issue Date	2017-08-20
ページ Pages	57-83
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	34年ぶりに全面改正され、2017年6月から施行されたスイスの新しい安定供給対策法（備蓄法）について、その条文と内容を、食料分野を中心に紹介する。

* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

スイスの新しい安定供給対策法（備蓄法）
—2016年6月17日の経済に関する国の供給に関する連邦法—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主幹 農林環境調査室 樋口 修

目 次

はじめに

I 法改正の背景

II 法の内容

- 1 構成と特徴
- 2 安定供給対策の実施組織
- 3 安定供給対策の政策手段
- 4 スイスの食料備蓄制度の概要

おわりに

附属資料：2016年6月17日の経済に関する国の供給に関する連邦法の翻訳

要 旨

2016年に、食料備蓄を始めとするスイスの安定供給対策法が34年ぶりに全面改正され、2017年6月1日から施行された。本稿では、この新しい安定供給対策法である「2016年6月17日の経済に関する国の供給に関する連邦法（Bundesgesetz über die wirtschaftliche Landesversorgung vom 17. Juni 2016）」（経済に関する国の供給法）を紹介する。同法では、安定供給対策の対象として財とサービスを対等な位置付けで規定し、当該対策を発動する状況を、原因のいかんを問わず「民間経済が自らそれに対処することができない重大な不足状況」に一本化した。また、民間経済の役割を明確化し、迅速かつ柔軟な介入措置の実施を可能にした。他方、同法には経済的自由の原則に違背する介入措置も含まれており、かつ当該措置の具体的な内容と発動のタイミングは、連邦参事会（内閣）に大幅に委ねられている。したがって、発動された介入措置に対しては、案件ごとに十分なレビューを行うことが求められる。

はじめに

主要先進国の中で、山岳地帯の比率や国外への資源依存度等、国土や資源の状況が我が国に比較的類似しているスイスは、食料自給率⁽¹⁾や農業従事者1人当たり農地面積⁽²⁾等の食料・農業・農村関係の状況についても我が国と近似しており、同国の食料・農業・農村政策の動向は、同様の課題に直面する我が国の食料・農業・農村政策にとっても、多くの示唆を含んでいる。

以下で紹介するのは、食料備蓄を始めとするスイスの安定供給対策の新しい根拠法である「2016年6月17日の経済に関する国の供給に関する連邦法（Bundesgesetz über die wirtschaftliche Landesversorgung vom 17. Juni 2016）」（以下「経済に関する国の供給法」又は「法」という。）である。スイスの安定供給対策法は34年ぶりに全面改正され、同法は関連する政令と共に、2017年6月1日から施行された。

条文は、スイスの内閣にあたる連邦参事会（Bundesrat）ホームページの「連邦法令体系集成（Systematische Sammlung des Bundesrechts）」に掲載されている2017年6月30日現在のドイツ語版テキスト⁽³⁾に依拠したが、一部で同日現在のフランス語版テキストを参照した。

(1) 2011年における主要先進国のカロリーベースの食料自給率は、日本39%に対して、アメリカ127%、カナダ258%、イギリス72%、フランス129%、ドイツ92%、イタリア61%、スイス56%、韓国39%、オーストラリア205%である。（農林水産省『食料需給表 平成27年度』2017, p.303.）

(2) 2012年における農業従事者1人当たり農地面積は、日本4.1haに対して、アメリカ170ha、カナダ203ha、イギリス37.1ha、フランス55.1ha、ドイツ27.3ha、スイス11.1ha、韓国1.6ha、オーストラリア880haである。（データは『データブック・オブ・ザ・ワールド 2017年版』二宮書店、2017による。）

(3) “53 Wirtschaftliche Landesversorgung.” Der Bundesrat HP <<https://www.admin.ch/opc/de/classified-compilation/53.html>> なお、本稿における各URLへの最終アクセスは、特記した場合を除き、全て2017年6月30日現在である。

I 法改正の背景

スイス連邦憲法第 102 条は、軍事的脅威等に際して、又は重大な不足状況の場合に、連邦が「生命のために特に重要な財」（*lebenswichtige Güter*）及び「生命のために特に重要なサービス」（*lebenswichtige Dienstleistungen*）の供給を保障することを定めている⁽⁴⁾。

この連邦憲法の規定に基づいて国レベルで行われる安定供給対策を、スイスでは「経済に関する国の供給」（*wirtschaftliche Landesversorgung*）と呼んでいる。

経済に関する国の供給は、20 世紀前半の総力戦の時代において中立政策をとっていたスイスが、広範な自給自足政策をとったことにその淵源を発する。すなわち、もともとは国防政策の一環であった⁽⁵⁾。しかし 1970 年代に入ると、特に 1973 年の中東戦争による石油危機の経験から、ヨーロッパで直接戦争が発生しなくとも、スイスで重要な財・サービスの供給が危機に陥る可能性のあることが一般に認識され、緊急事態に対応する、より広範な安定供給対策が求められるようになった⁽⁶⁾。

1980 年のスイス連邦憲法改正により、「民間経済が独力で対処することのできない重大な不足状況の場合」にも経済に関する国の供給が発動できるよう、国防政策から経済政策の領域に政策対象が拡張された⁽⁷⁾。この政策対象の拡張を受けて、国レベルの安定供給対策の根拠法であった「経済上の戦争準備に関する 1955 年 9 月 30 日の連邦法（*Bundesgesetz vom 30. September 1955 über die wirtschaftliche Kriegsvorsorge*）」が全面改正されて、「1982 年 10 月 8 日の経済に関する国の供給に関する連邦法（*Bundesgesetz über die wirtschaftliche Landesversorgung vom 8. Oktober 1982*）」（以下「1982 年法」という。）が制定され、1983 年 9 月 1 日から施行された。この 1982 年法が、本稿で紹介する、経済に関する国の供給法の前身である。

上述の経緯から、1982 年法は、国防政策と経済政策という 2 つの性格を併せ持つものとなっていた。同法は 8 編 62 条から構成されていたが、第 2 編が「経済に関する国防の措置」、第 3 編が「市場の混乱による重大な不足状況に対する措置」となっており、経済に関する国の供給を発動する 2 つの原因（国防上の原因と経済上の原因）に対して、それぞれ措置の規定を定めるという並列的な構造をとっていた。

しかし、1989 年末に冷戦が終結すると、国防上の原因と経済上の原因を区別する意義は薄れた。むしろ、原因のいかんを問わず国レベルの安定供給に著しい混乱をもたらすリスクに対して一般的に準備を行い、民間経済が独力で対処することができない、既に発生しているか又は直ちに差し迫った「重大な不足状況」（*schwere Mangellage*）であるか否かを唯一の基準として、経

(4) 「第 102 条 国の供給

1 連邦は、力の政策から生じる脅威若しくは軍事的脅威に際して、又は民間経済が自らそれに対処することのできない重大な不足状況の場合に、生命のために特に重要な財及びサービスに係る国の供給を保障する。連邦は、予防的措置を講じる。

2 連邦は、必要な場合には、経済的自由の原則に違背することができる。」

なお、上記の邦訳は、連邦参事会ホームページ「連邦法令体系集成」に掲載されているドイツ語版テキスト（“10 Bundesverfassung.” Der Bundesrat HP <<https://www.admin.ch/opc/de/classified-compilation/10.html>>）に基づいた試訳である。

(5) 樋口修「スイスの「経済に関する国の供給政策」と農政改革—備蓄政策を中心として—」『レファレンス』685 号、2008.2, p.7. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999685_po_068502.pdf?contentNo=1>

(6) 同上

(7) 同上

済に関する国の供給を発動すべきであるという考え方がとられるようになった⁽⁸⁾。

また、1982年法制定以降の経済の発展は、それに適合する安定供給対策を必要とするようになった。例えば、ジャストインタイム方式⁽⁹⁾の進展による原材料・半製品・スペアパーツ等の在庫の縮小は、今日の経済にとって、輸送・物流はもとより、情報・通信、決済等、各種サービスの円滑な供給が不可欠になっていることを示すものである⁽¹⁰⁾。しかし1982年法では、安定供給対策の焦点は食料、エネルギー、医薬品等の財の供給に置かれており、サービスの供給を財と同様に安定供給対策の主たる対象として位置付けることは、同法の構成の下では困難であると考えられていた⁽¹¹⁾。この点からも、1982年法の抜本的な法改正が求められていた。

このような状況を踏まえ、連邦参事会では1982年法の改正について、邦（Kanton）⁽¹²⁾、民間経済等の利害関係者から意見を聴取し検討を行っていたが、2013年11月29日に、1982年法の全面改正が妥当であるとの結論に達し⁽¹³⁾、2014年9月3日、新しい安定供給対策法案を含む教書（Botschaft）⁽¹⁴⁾を連邦議会に提出した。

連邦議会（全州議会（Ständerat）及び国民議会（Nationalrat））は審議の上、2016年6月17日に、新しい安定供給対策法案を可決した⁽¹⁵⁾。連邦参事会は実施規定の整備を行い、経済に関する国の供給法及び関連する実施規定は、2017年6月1日から施行された。

II 法の内容

1 構成と特徴

(1) 構成

経済に関する国の供給法は、9章66条と2つの付表から構成されている。各章の内容は次の

(8) “Presserohstoff: Revision des Landesversorgungsgesetzes,” 3.9.2014, p.2. Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung HP <https://www.bwl.admin.ch/dam/bwl/de/dokumente/ueber-uns/gesetzesrevision/presserohstoff.pdf.download.pdf/Presserohstoff%20_Rev_%20LVG_20140903_D.pdf>

(9) ジャストインタイム方式とは、「各工程において、必要な部品が必要なときに必要な数量だけ揃うようにする生産方式」（金森久雄ほか編『有斐閣経済辞典 第5版』有斐閣、2013、p.570.）のことである。ジャストインタイム方式に対応するためには、多頻度・小ロット（小単位）による部品の輸送が必要であるため、輸送サービスへの依存度が、この方式を採用していない場合に比べて大きくなる。

(10) “Botschaft zur Totalrevision des Landesversorgungsgesetzes vom 3. September 2014,” *Bundesblatt*, Nr.39, 7. Oktober 2014, pp.7123-7125. Der Bundesrat HP <<https://www.admin.ch/opc/de/federal-gazette/2014/7119.pdf>>

(11) *ibid.*, p.7125.

(12) 邦（Kanton）は「州」と訳されることもある。

(13) “Revision des Landesversorgungsgesetzes findet Unterstützung,” 29.11.2013. Der Bundesrat HP <<https://www.admin.ch/gov/de/start/dokumentation/medienmitteilungen.msg-id-51171.html>>

(14) 教書（Botschaft）とは、連邦参事会が連邦議会に政策案を提出する形式をいう。スイスの立法過程では、連邦参事会は政策案を連邦議会に提出する前に、各邦、政党、関係団体、利害関係者等に政府草案を提示して協議し、意見を求める必要がある。その意見や修正要求を受けて、連邦参事会は政府草案を修正し、教書として連邦議会に提出する。（樋口 前掲注(5), p.19; *The Swiss Confederation: a brief guide 2017*, 39th ed., Bern: Federal chancellery, 2017, p.34. <https://www.bk.admin.ch/dokumentation/02070/index.html?lang=en&download=NHZLpZeg7t,lnp6I0NTU042l2Z6ln1ad1IZn4Z2qZpnO2Yqu2Z6gpJCIen5_gGym162epYbg2c_JjKbNoKSn6A-->>

(15) 連邦憲法第141条第1項aにより、スイスでは、法律は両議院による可決後、5万人の有権者又は8邦の要求により、任意的国民投票（fakultative Referendum）に付託される（山岡規雄『各国憲法集（6）スイス憲法』（調査資料2012-3-b 国立国会図書館基本情報シリーズ⑫）国立国会図書館調査及び立法考査局、2013、p.11. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8180562_po_201203b.pdf?contentNo=1>）。経済に関する国の供給法第66条第1項はこのことについて言及したものであるが、同法の場合は、任意的国民投票の付託にまでは至らなかった。

とおりである。

- 第1章 一般規定（法第1条～第4条）
- 第2章 準備措置（法第5条～第30条）
- 第3章 重大な不足状況に対する経済的な介入措置（法第31条～第34条）
- 第4章 助成、弁済及び保険（法第35条～第39条）
- 第5章 管理措置（法第40条～第44条）
- 第6章 法的手段（法第45条～第48条）
- 第7章 罰則（法第49条～第56条）
- 第8章 実施（法第57条～第64条）
- 第9章 最終規定（法第65条～第66条）
- 付表1（法第34条第1項及び第4項関係）
- 付表2（法第65条関係）

(2) 特徴

経済に関する国の供給法の主な特徴は、次のとおりである。

(i) 原因の無差別化（原因から対象への着目点の移行）

同法第1章では、安定供給対策（経済に関する国の供給）の対象、目標及び原則が規定され、また、安定供給対策において鍵となる概念の用語が定義されている。

第1条「対象及び目標」では、経済に関する国の供給法が、民間経済が自らそれに対処することができない重大な不足状況において、生命のために特に重要な財及びサービスに関する国の供給を規定することを定めている。

この条文は次の2点で、1982年法とは明確に異なる特徴を示している。第1は、安定供給対策を発動する対象を「民間経済が自らそれに対処することができない重大な不足状況」に一本化し、原因のいかんを問題にしていないことである。先に述べたとおり、1982年法では、国防上の原因と経済上の原因を区別し、それぞれについて措置の規定を定めていたが、経済に関する国の供給法では「民間経済が自らそれに対処することができない重大な不足状況」に対して、事前に行う準備措置を第2章で定め、当該状況下での介入措置を第3章で定める。換言すれば、原因に応じて政策を準備し発動するのではなく、対象となる状況に応じて政策を準備し発動するようになったこと、原因から対象に政策の着目点が移行したことが、今回の全面改正の特徴の1つである。また、1982年法の下で国防政策と経済政策の2つの側面を併せ持っていたスイスの安定供給対策は、この発動対象の一本化により、経済政策の性格を更に強めることになった。

(ii) 財とサービスの対等な位置付け

第2の特徴は、「生命のために特に重要な財」と「生命のために特に重要なサービス」を、安定供給対策の対象として等しく位置付けている点である。経済に関する国の供給法では、「生命のために特に重要である」(lebenswichtig)とは、重大な不足状況を克服するため、直接又は経済過程の中で必要であることと定義し(法第4条第1項)、「生命のために特に重要な財」の例としてエネルギー源、食料、飼料、医薬品等を、「生命のために特に重要なサービス」の例として輸送、物流、情報、通信、送電(エネルギーの伝達)、決済、倉庫(在庫保有)等を挙げている(法第4条第2項及び第3項)。第2章以下で規定される安定供給対策の準備措置、介入措置等についても、財とサービスが対等な位置付けで規定されており、財の安定供給に大きな比重を置き

ていた1982年法制定以降の、経済のサービス化の進展を反映するものとなっている。

(iii) 民間経済の役割の明確化

経済に関する国の供給法では、安定供給対策（経済に関する国の供給）が民間経済の任務であることを明確に述べ（法第3条第1項）、公的部門が主導的にこの役割を担うのは、民間経済が安定供給を自発的に確保することができない場合に限定している（法第3条第2項）⁽¹⁶⁾。また、連邦参事会に対して、安定供給を確保するために民間経済が取り決めた業界協定に、一定の条件の下で、一般的な拘束力を持たせる権限を付与している（法第6条）。

(iv) 迅速かつ柔軟な措置の実施

安定供給に関して公的部門が介入し、その役割を主導的に担うタイミングは事前に決定しておくことはできないため、介入を有効に行うためには、高い水準の事前準備を行った上で、介入措置を迅速に実施できるようにしておくことが必要になる⁽¹⁷⁾。

例えば、1982年法では、責任在庫（備蓄）の放出等の介入措置を連邦参事会が実施することができるのは、供給が既に危機に陥り、また混乱している場合に限られていた（1982年法第23条第1項及び同法第28条第1項）。経済に関する国の供給法ではこの点が改正され、連邦参事会は、重大な不足状況が差し迫った時点で（つまり未だ重大な不足状況が実現していなくても）、介入措置を実施することが可能になった（法第31条及び法第32条）⁽¹⁸⁾。

2 安定供給対策の実施組織

安定供給対策（経済に関する国の供給）に関する業務は、スイスの伝統的な「ミリツ・システム」(Milizsystem)⁽¹⁹⁾に基づき、民間経済と公的部門の共同で行われる（法第3条第3項）。

連邦参事会（内閣）において、安定供給対策の管轄権は連邦経済・教育・研究省（Eidgenössisches Departement für Wirtschaft, Bildung und Forschung: WBF）が有する（法第5条第3項）。同省の下で供給安定対策の具体的業務を担当する公的機関が、連邦経済供給庁（Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung: BWL）である。

これに加えて、「専門家領域」(Fachbereiche)と呼ばれる非常勤の専門家が、連邦経済供給庁と共に安定供給対策の業務を担っている。専門家領域は、民間経済、連邦、邦及び基礎的自治体（Gemeinde）の専門家で構成される、経済に関する国の供給法を実施するための組織単位であり（法第2条）、約250名の専門家が、非常勤で、安定供給対策の分野に関する専門知識と経験を提供している。専門家領域は、エネルギー、産業、食料、医薬品、物流、情報通信の6つのグループに分かれる。

安定供給対策業務の責任者は「経済に関する国の供給代表者」(Delegierter für wirtschaftliche

(16) なお後述するように、経済に関する国の供給の業務が民間経済と公的部門の共同で行われるのは、スイスの伝統的なミリツ・システム（後掲注(19)を参照）の原理に基づくものであり、今回の法改正で初めて実現するものではない。

(17) “Botschaft zur Totalrevision des Landesversorgungsgesetzes vom 3. September 2014,” *op.cit.*(10), p.7124.

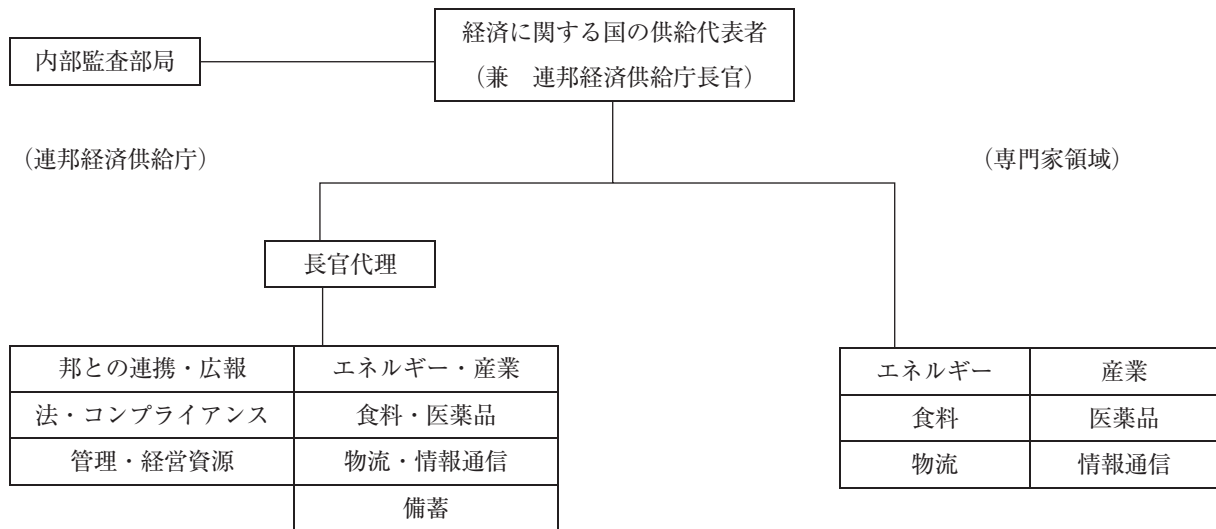
(18) “Presserohstoff: Revision des Landesversorgungsgesetzes,” *op.cit.*(8), p.2.

(19) 「ミリツ・システム」とは、公的職務の多くが職業をもつ私人の兼務として遂行される原理のことであり、その代表的な例は自治体行政や民兵制である。君主や中央の官僚制による集権的統治の経験がほとんどなく、「下から上に」積みあがる形で国家を形成してきたスイスでは、「ミリツ・システム」が連邦制と並んで国家を形成する基本原理となっている。ただし、近年では、兼務を実際に引き受ける人の人材難が指摘されており、また、巨大な利益団体が過度の権限を手にし、立法過程に多大な影響力を行使している等の批判がある。（飯田芳弘「スイス」馬場康雄・平島健司編『ヨーロッパ政治ハンドブック 第2版』東京大学出版会、2010、pp.82-83.）

Landesversorgung. 以下「代表者」という。)である。代表者は、民間経済出身者の中から連邦参事会によって任命され、連邦経済供給庁及び専門家領域の長を兼職で務め、両組織を合わせて統率する（法第 58 条）。2017 年 6 月末現在、スイスの大手電力会社アルピック（Alpiq）社の事業継続管理業務の専門家であるヴェルナー・マイヤー（Werner Meier）氏が代表者を務めている。

図は、経済に関する国の供給業務の組織を示したものである。

図 スイスの「経済に関する国の供給」業務の組織（2017 年 2 月現在）



(出典) “WL.” Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung HP <https://www.bwl.admin.ch/dam/bwl/de/dokumente/ueber-uns/organigramm_wl_2017.pdf.download.pdf/Organigramm_WL_D_2017.pdf> を基に筆者作成。

3 安定供給対策の政策手段

経済に関する国の供給法では、第 3 章「重大な不足状況に対する経済的な介入措置」（法第 31 条～第 34 条）を中心に、安定供給対策の政策手段を規定している。主な政策手段としては、次のものがある。

(1) 備蓄 (Vorratshaltung)

備蓄の放出は供給量を直接コントロールする手段として有効であるため、経済に関する国の供給法においても中心的な政策手段を占めている。備蓄については次節で詳しく述べる。

(2) 輸入促進 (Importförderung)

輸入促進は、備蓄と同様に供給量を直接コントロールすることができる点で有効な政策手段である。まず、(安定供給対策ではない) 通常の政策としての輸入促進策が、民間経済や所管官庁（食料の場合であれば連邦農業庁 (Bundesamt für Landwirtschaft: BLW) 等) により行われるが、なお効果が十分でない場合には、安定供給対策としての介入措置により、輸入促進が講じられる。なお、輸入促進を行うためには、併せて輸送・物流・倉庫等のサービスも確保する必要がある。

連邦参事会は、介入措置が実施される間、当該措置の目的と矛盾する他の法令については一時的に非適用とすることができるため（法第 34 条）、例えば食料輸入に課税する現行の法令を非適用として輸入促進を図ることも、安定供給対策として行うのであれば可能となる。

(3) 生産統制（Produktionslenkung）

生産統制とは、生産を最適化するため、ある財の増産や、より重要度の高い財への生産転換等を行うよう指示することをいう。食料供給を確保するため、工業部門だけではなく農業部門に対しても生産統制を行うことができるが、連邦農業庁との密接な連携が必要になる。

(4) 消費統制（Verbrauchslenkung）

消費統制は、原則として、備蓄の放出、輸入促進、生産統制等の供給サイドの管理措置を講じてもお十分な効果がない場合に限って実施される。消費統制の目標は、消費量の抑制と公正・均一な分配の達成であり、主な手段には次のものがある。

(i) 一般的な販売統制（Generelle Abgabebeschränkung）

一般的な販売統制とは、店頭での1人1回当たりの販売量を制限することである。これにより、数量が少ない特定の重要な財に対する買占めを防止し、かつ、配給制の採用に至らない場合でも、財を比較的公正・均一に分配することができる。

(ii) 配給制（Rationierung）

長期にわたる深刻な供給危機等の場合に、全国民に対して等量かつ最小限の供給を確保するため、「配給カード」（Bezugsausweis）を個別に支給し、各人がこれと引換えに当該物資を購入する制度をいう。十分な準備期間が必要であり、また、管理コストは膨大になる。

(5) その他

価格動向を監視し利幅の指示（Margenvorschriften）を行うこと、輸出制限（Ausfuhrbeschränkung）を行うこと等の措置をとることができる。

4 スイスの食料備蓄制度の概要

経済に関する国の供給法は、備蓄（法第7条～第15条）に関しては1982年法の内容をほぼそのまま継承している。財の種類により多少の違いはあるが、基本的には各財で共通の備蓄制度が設けられている。食料部門について、その概要は次のとおりである。

(1) 備蓄の種類

スイスにおける備蓄は、企業が連邦経済供給庁との契約に基づいて行う責任在庫（Pflichtlager. 後述する補足的な責任在庫もこれに含まれる。）と、それ以外の自発的備蓄（Freiwillige Vorratshaltung. 家庭内備蓄もこれに含まれる。）に分けられる。規模的には前者が圧倒的に大きく、経済に関する国の供給法も専ら責任在庫について規定している。

(2) 責任在庫の対象

責任在庫の対象となる財は、連邦参事会により指定される（法第7条第1項）。連邦経済・教育・研究省は、指定された財について、それぞれ需要充足の期間、数量等を定める（法第9条）。2017年1月1日現在の、食料分野の指定品目、備蓄数量、需要充足の期間は、表のとおりである。

表 食料分野の責任在庫水準（2017年1月1日現在）

品目	備蓄数量（トン）	充足月数
砂糖	63,000	3 か月
コメ	14,400	4 か月
食用油／食用脂	33,300	4 か月
コーヒー	15,100	3 か月
軟質小麦（食用）	158,900	4 か月
硬質小麦（食用）	31,500	4 か月
軟質小麦（食用・飼料用兼用）	140,000	3 か月
飼料用のエネルギー供給作物	148,700	2 か月
飼料用のたんばく質供給作物	67,900	2 か月
窒素肥料（純窒素換算）	17,300	1 栽培期間の 3 分の 1

（注）軟質小麦は、菓子等を作る薄力粉の原料、硬質小麦は、パン等を作る強力粉の原料である。エネルギー供給作物、たんばく質供給作物は、いずれも家畜飼料用の様々な作物の総称である。窒素肥料は、責任在庫によって1栽培期間の必要量の3分の1を賄い、残りの3分の2は、手持ちの肥料と農場からの家畜ふん尿で賄う。

（出典）“Pflichtlager Ernährung.” Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung HP <https://www.bwl.admin.ch/bwl/de/home/themen/pflichtlager/pflichtlagersortiment/pflichtlager_ernaehrung.html> を基に筆者作成。

（3）責任在庫契約

責任在庫の対象となる財を輸入、生産、加工し又は流通上初めてスイスに持ち込む者は、連邦経済供給庁と責任在庫契約（Pflichtlagervertrag）を締結し、責任在庫を構築する義務を負う（法第7条第2項、第8条第1項、第11条第1項）。責任在庫契約では、在庫させる財の種類・数量・所在地・在庫構築に要する費用等が規定される（法第10条）。

取扱い数量が小規模である等の理由から、供給の安全に僅かな寄与しかできないと見込まれる企業は、契約締結の義務を免除される（法第8条第3項）。ただしその場合でも、後述する保証基金へ拠出を行う義務は課される（法第16条第4項）。

（4）責任在庫機構

責任在庫の対象となる財の部門（食料・飼料、肥料、液体燃料、天然ガス、医薬品）は、責任在庫の構築・運営等のため、部門ごとに民事法上の組織（協会又は協同組合）を自主的に設立することができる。この組織を責任在庫機構（Pflichtlagerorganisation）という。2017年6月末の時点で、部門別にレゼルヴェスイス（réservesuisse（穀物・食料・飼料部門）、アグリキュラ（Agricura（肥料部門）、カルブラ（Carbura（液体燃料部門）、プロビジオガス（Provisiogas（天然ガス部門）、ヘルヴェキュラ（Helvecura（医薬品部門））の5つの責任在庫機構が設立されている。

責任在庫機構の任務は、同機構が所掌する部門の責任在庫の対象となる財について、連邦経済供給庁と企業との間の責任在庫契約を管理すること、責任在庫を構築する企業に補償を行うこと、後述する保証基金を管理すること（法第16条第1項）²⁰、同機構自身が当事者として連邦経済供給庁と責任在庫契約を締結し責任在庫を構築すること、輸入業者に輸入許可を付与すること等である。

²⁰ 法第16条第1項にいう「民間の運営主体」とは、この責任在庫機構を指す。

（5）保証基金

責任在庫に関連する費用や責任在庫機構の経費等を賄い、また、責任在庫の対象となる財の価格変動リスク等に備えるため、当該の財を輸入、生産、加工し又は流通上初めてスイスに持ち込む者は、分野別に保証基金（Garantiefonds）を構築している。

保証基金の財源は、関連する各企業による拠出金と輸入に際して責任在庫機構が徴収する拠出金⁽²¹⁾である。ただし、後者は貿易関連の国際協定に違背しないよう、上限額が定められることがある（法第 18 条）。保証基金の運営は責任在庫機構が行い（法第 16 条第 1 項）、保証基金及び運営主体としての責任在庫機構は、連邦経済供給庁の監督を受ける（法第 17 条第 1 項）。

（6）連邦による支援措置

連邦は、責任在庫契約を締結した企業が責任在庫を構築するための資金調達について保証を付与し（法第 20 条）、責任在庫の資金調達を容易にしている⁽²²⁾。また、責任在庫保有に対して税制上の優遇措置（特別償却）を与えている（法第 22 条）。

（7）補足的な責任在庫

連邦参事会が責任在庫の対象として指定しなかった「生命のために特に重要な財」に対しては、連邦経済供給庁は、企業と、指定した数量と品質で当該財の在庫を保有するよう契約を締結することができる（法第 14 条第 1 項）。これを補足的な責任在庫（ergänzende Pflichtlagerhaltung）という。2017 年 3 月 1 日現在、ウラン燃料棒、止血剤、インシュリン、血液バッグシステム、ウイルス防護用マスク、検査用手袋、ポリエチレン及び各種添加剤、ポリスチレンについて、それぞれ補足的な責任在庫が構築されている⁽²³⁾。

補足的な責任在庫には保証基金が設置されていないため、保有企業は在庫費用に関する補償を保証基金から受けることはできない。しかし、当該企業は在庫構築に際して、前述の連邦による支援措置を受けることができるほか、経済に関する国の供給法の介入措置が発動された場合に、当該の補足的な責任在庫の半分以上を、自身又は顧客への供給のために使用することができる（法第 14 条第 3 項）。

（8）責任在庫の管理と放出

責任在庫契約に基づいて構築される在庫の所有権は企業に属し（法第 12 条第 1 項）、連邦には属さない。換言すれば、現行のスイスの責任在庫制度は国家備蓄ではなく民間備蓄であり、連邦が自ら在庫を構築するのは、企業が在庫を構築できないか又は不十分な場合に限られる（法

⁽²¹⁾ 責任在庫機構には当該の財についての輸入許可を付与する権限が与えられており、輸入許可を付与する際に当該拠出金を徴収する。

⁽²²⁾ 連邦の保証に基づいて、責任在庫保有者は、責任在庫の構築に関しては、商業銀行から優遇金利（ロンドン銀行間取引金利レート（London Inter Bank Offered Rate: LIBOR. ライボー。国際金融市場の中心ロンドンにおける銀行間取引において資金の出し手が示すレート。）による融資（ただし LIBOR がマイナスの場合は金利ゼロ % の融資））を受けることができる。（“System der Vorratshaltung.” Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung HP <https://www.bwl.admin.ch/bwl/de/home/themen/pflichtlager/system_der_vorratshaltung.html>）LIBOR は金融機関が資金調達をするときの基準金利であるから、銀行から一般企業が融資を受ける際の金利よりも、当然低率になる。

⁽²³⁾ “Pflichtlagersortiment.” Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung HP <<https://www.bwl.admin.ch/bwl/de/home/themen/pflichtlager/pflichtlagersortiment.html>>

第 15 条)。

定期更新された後の在庫物品に対しては、連邦が買い上げる等の措置は講じられないため、最終的には当該企業の通常の販売ルートで売却される⁽²⁴⁾。

責任在庫は契約に基づいて行われるものであるため、その変更や廃止には連邦経済供給庁の書面による同意が必要である（法第 13 条第 1 項）。ただしその放出は、連邦参事会の指示により行うことができ（法第 31 条第 2 項）⁽²⁵⁾、連邦経済供給庁の書面による同意は不要である（法第 13 条第 1 項）。

おわりに

冒頭で紹介した連邦憲法第 102 条第 2 項の規定にあるように、安定供給対策は経済的自由の原則に违背する内容を含むものである。経済に関する国の供給法においても、生産・消費統制（法第 31 条）、サービス提供の制限・禁止（法第 32 条）、利幅の指示（法第 33 条）等、経済的自由を大幅に制限する介入措置が含まれている。また、当該措置は、他の法令の一時的非適用（法第 34 条）、情報提供の義務（法第 64 条）等の強力な手段によって、その有効性を確保することが図られている。

しかし、安定供給対策が国防政策から経済政策にその比重を移し、かつ、世界経済のグローバル化が進行する中で、例えば生産統制や消費統制のような経済的自由の原則に违背する介入措置を、国防政策ではなく経済政策としてとることは、次第に困難になりつつある。経済に関する国の供給法においては、介入措置発動の前提となる「重大な不足状況」の定義は抽象的になされており（法第 2 条）、また同法第 3 章でみるように、具体的な介入措置の内容と発動のタイミングは、連邦参事会に大幅に委ねられている。この法律に基づき、どのような状況の下でどのような介入措置が実施されたか、またその結果がどのようなものであったかについては、案件ごとに十分なレビューを行うことが、国内的にも国際的にも求められるであろう。

⁽²⁴⁾ したがって、スイスの責任在庫制度は、備蓄物資を一定期間保管した後に販売する「回転備蓄方式」としているといえる。

⁽²⁵⁾ 最近の責任在庫放出の例としては、1982 年法によるものであるが、2017 年 3 月 20 日に、抗生物質ピペラシリン／タゾバクタムの主要生産企業の生産減少に伴う供給不足に対処するため、連邦参事会の委任を受けた連邦経済・教育・研究省により、抗生物質の責任在庫の放出が命じられたことがある。（“Pflichtlager von Antibiotika wird wegen Lieferengpass frei gegeben,” 20.3.2017. Der Bundesrat HP <<https://www.admin.ch/gov/de/start/dokumentation/medienmitteilungen.msg-id-66045.html>>）

附属資料：2016年6月17日の経済に関する国の供給に関する連邦法の翻訳

スイス連邦の連邦議会は、
連邦憲法第102条に基づき、
2014年9月3日の連邦参事会教書を踏まえて、
次のとおり議決する：

第1章 一般規定

第1条 対象及び目標

この法律は、民間経済が自らそれに対処することができない重大な不足状況において、生命のために特に重要な財及びサービスに関する国の供給を確保するための措置を規定する。

第2条 概念

この法律においては、次の語は次の意味で用いる。

- a. 「経済に関する国の供給」：生命のために特に重要な財及びサービスについての国の供給
- b. 「重大な不足状況」：直ちに差し迫った大規模な国民経済上の損害又は経済に関する国の供給の著しい混乱を伴った、経済に関する国の供給の著しい危機
- c. 「専門家領域」：この法律を実施するために、民間経済、連邦、邦及び基礎的自治体の専門家から構成される組織単位
- d. 「市場放出」：責任在庫の下にある財を有償又は無償で譲渡すること。

第3条 原則

- 1 経済に関する国の供給は、民間経済の任務である。
- 2 重大な不足状況の下で、民間経済が、経済に関する国の供給を確保することができない場合、連邦、及び必要である場合には邦は、必要な措置を講じる。
- 3 民間経済及び公的機関は、共同で業務を行う。実施規定を発令する前には、民間経済の自発的な措置により、経済に関する国の供給を確保することができるか否かについて検討がなされなければならない。

第4条 生命のために特に重要な財及びサービス

- 1 重大な不足状況を克服するため、直接に又は経済過程の枠組みの中で必要な財及びサービスは、生命のために特に重要である。
- 2 生命のために特に重要な財とは、特に次のものをいう。
 - a. エネルギー源並びにそれに関して必要とされる全ての生産手段及び経営手段
 - b. 食料、飼料及び医薬品並びに種苗
 - c. 日々の需要に不可欠なその他の財
 - d. 農業、工業及びその他の産業のための原材料及び補助材料
- 3 生命のために特に重要なサービスとは、特に次のものをいう。
 - a. 輸送及び物流

- b. 情報及び通信
 - c. エネルギー源及びエネルギーの伝達並びに分配
 - d. 決済取引の保証
 - e. 財の在庫保有及びエネルギーの蓄積
- 4 生命のために特に重要なサービスには、それにとって必要な経営手段及び経営資源も属する。

第2章 準備措置

第1節 一般規定

第5条 委任

- 1 連邦参事会は、直ちに差し迫った、又は既に存在している重大な不足状況の場合に、経済に関する国の供給をそれによって確保することができる準備措置を講ずるよう、専門家領域に委任する。
- 2 専門家領域は、当該準備措置が競争を歪曲しないよう配慮する。
- 3 連邦参事会は、各省間の調整に配慮する。管轄責任は、連邦経済・教育・研究省（WBF）の下に置かれる。
- 4 連邦参事会は、民間経済の自発的な措置が十分でない場合、経済に関する国の供給にとって特に重要である企業に、その生産能力、加工能力及び配送能力を確保するための準備対策を講じる義務、特に技術上の措置及び管理上の措置を準備する義務を負わせることができる。
- 5 生命のために特に重要な財及びサービスの供給を保障するための他の官庁の活動は、引き続き行われる。

第6条 業界協定

連邦参事会は、民間経済が重大な不足状況を顧慮して経済に関する国の供給を確保するため取り決めた業界協定を、次の条件の下で、全ての人々を拘束すると宣言することができる。

- a. 当該経済部門の企業の特定多数が、当該協定に同意していること。
- b. 当該協定が、連邦の供給目的に合致していること。
- c. 当該協定が、法の平等を保障し、連邦及び邦の強行規定に違反することなく、他の経済部門の利益を永続的に損なわないこと。
- d. 当該協定により、顕著なマクロ経済上の効果が期待できること。

第2節 備蓄

第7条 原則

- 1 連邦参事会は、生命のために特に重要な指定した財を、備蓄保有の下に置くことができる。
- 2 連邦経済供給庁（WBF）は、該当する企業と、備蓄保有に関する契約を締結する。
- 3 契約が合理的な期間内に成立しない場合、連邦経済供給庁は、契約締結を職権により命令する。これに加えて連邦参事会は、備蓄保有の下に置かれる財の輸入を、許可を受ける義務の下に置く。

第 8 条 契約締結の義務

- 1 生命のために特に重要な財を輸入し、生産し、加工し又は流通上初めて持ち込む者は、契約を締結する義務を負う。
- 2 連邦参事会は、契約締結の義務を負う企業の範囲を決定する。
- 3 連邦経済供給庁は、供給の安全にごく僅かな寄与しかできないと見込まれる企業を契約締結の義務から免除することができる。

第 9 条 需要の充足、数量及び品質

連邦経済・教育・研究省は、連邦参事会が備蓄保有の下に置いた、生命のために特に重要な財のいずれに対しても、それぞれ、需要充足の期間又は数量及び品質を定める。

第 10 条 責任在庫契約

責任在庫契約では、特に次について規定する。

- a. 在庫させる財の種類及び数量
- b. 在庫させる財の保管、取扱い、監視、検査及び入替え
- c. 在庫の所在地
- d. 資金調達及び保険
- e. 在庫費用の補償並びに在庫保有の結果として発生し得る価格上、重量上及び品質上の損失
- f. 在庫義務の第三者への譲渡
- g. 保証基金（第 16 条）への拠出に参加する義務
- h. 違約金（第 43 条）

第 11 条 責任在庫

- 1 契約により備蓄保有の義務を負った企業は、在庫を構築しなければならない。
- 2 在庫義務が、適切な第三者に部分的又は全面的に譲渡される場合、連邦経済供給庁は、当該の第三者と、対応する在庫数量について責任在庫契約を締結する。
- 3 責任在庫物品について、現存の生産設備を利用するため、又は在庫の保管場所若しくは施設を建築するために必要である場合、連邦経済・教育・研究省は公用徴収の権利を付与する。その手続は 1930 年 6 月 20 日の公用徴収法による。

第 12 条 責任在庫の所有権

- 1 責任在庫物品は、責任在庫保有者の所有権に属していなければならない。
- 2 第三者が所有権に基づく請求権を有する物品は、全ての権利者が連邦、及び該当する場合には与信者に対して、連帯して義務を負う場合にのみ、責任在庫に含めることができる。

第 13 条 責任在庫の変更及び廃止

- 1 責任在庫は、連邦経済供給庁の書面による同意によってのみ、変更し又は廃止することが許可される。ただし、第 31 条第 2 項 f にいう放出についてはこの限りではない。
- 2 責任在庫保有者は、当該責任在庫の削減又は廃止の前に、それに見合う分の連邦により保証された貸付金を返済し、保証基金（第 16 条）に対する債務を履行しなければならない。

- 3 責任在庫保有者が当該貸付金を返済することができない場合又は保証基金に対するその債務を履行することができない場合、連邦経済供給庁は、その代償として、それに見合う分の押収を要求することができる。

第 14 条 補足的な責任在庫保有

- 1 企業は、連邦参事会が備蓄保有の下に置かなかつた、生命のために特に重要な財を、指定された数量及び指定された品質により、在庫として保有するよう、連邦経済供給庁と取決めを行うことができる。
- 2 第 10 条、第 11 条第 1 項及び第 2 項、第 12 条並びに第 13 条は、必要な変更を加えて適用する。
- 3 当該企業は、経済上の介入措置の場合に、少なくともこの備蓄の半分を、自身の必要のため又は顧客への供給のために使用することができる。

第 15 条 連邦の在庫保有

企業が、生命のために特に重要な財について備蓄を構築することができないか、又は限られた構築しかできない状況にある場合、連邦は自身の備蓄を構築することができる。

第 3 節 保証基金

第 16 条 保証基金の造成

- 1 ある経済部門が、在庫費用を補償し、在庫保有物品についての価格変動を調整するために、あらかじめ用途の決められた民間の特別財産（以下「保証基金」という。）を造成する場合、当該保証基金は、民間の運営主体により、かつ当該運営主体の財産から分離して運営されなければならない。
- 2 保証基金の造成、運営、修正及び廃止並びに民間の運営主体の定款は、連邦経済・教育・研究省の認可を必要とする。
- 3 責任在庫契約に従って、在庫義務を負う者が、保証基金への拠出に参加し、運営主体の構成員にならなければならない場合、同人は、当該主体の構成員として在庫義務を受け入れる義務を負う。
- 4 第 8 条第 3 項により責任在庫を構築することから免除されている在庫義務を負う者は、他の企業と同様に、それと同一の方法で、保証基金への拠出に参加しなければならない。
- 5 国内の食料及び飼料並びに種苗に対する保証基金への拠出金に対する賦課は、認められない。

第 17 条 監督

- 1 連邦経済供給庁は、保証基金及びその運営主体を監督する。
- 2 連邦経済供給庁は、目的にかなった保証基金の資金の使用がなされていないか、又は徴収された拠出金と必要とされる資金との間に不均衡が存在する場合、必要な修正を行う。

第 18 条 国際的な義務の遵守

連邦参事会は、国際的な義務を遵守するため、輸入の際に当該輸入に伴って発生する保証基

金への拠出金に対して、上限額を定めることができる。

第 19 条 国境での負担

国際協定又は現行の市場秩序に基づいて国境での負担が削減される場合、まず関税についての削減が行われ、その後で保証基金の拠出金についての削減が行われる。

第 4 節 備蓄保有の資金調達、租税及び担保

第 20 条 物品の資金調達

連邦は、責任在庫物品の資金調達及び補足的な責任在庫保有物品の資金調達に対して、貸手の銀行に保証を付与する。

第 21 条 連邦による費用の承継

- 1 保証基金の資金が、責任在庫物品に対する在庫費用及び価格上の損失を賄うのに十分ではない場合、民間の運営主体（第 16 条）は必要な措置を講じる。ただし、国内の食料及び飼料並びに種苗に対して課徴金の賦課を行うことは、認められない。
- 2 第 1 項にいう措置及び第 17 条第 2 項に基づいて連邦経済供給庁により指示される措置に関する責任在庫保有の費用を明らかに賄うことができない場合、連邦は、賄うことができない費用を全面的又は部分的に承継する。ただし食料及び飼料並びに種苗については、連邦は、賄うことができない費用を全面的に承継する。
- 3 連邦参事会は、費用の承継についての基準を定める。

第 22 条 租税及びその他の公課

- 1 連邦及び邦の直接税の税額の査定に際しては、責任在庫契約の対象である財の場合、次の税効果上の価値修正が認められる。
 - a. 責任在庫（第 11 条）について：最大で基準価格の 50 パーセント
 - b. 補足的な責任在庫（第 14 条）について：最大で取得価格又は原価の 80 パーセント。実際の物品価格がこれよりも低い場合には、当該物品価格が価値修正の算定の基礎を構成する。
- 2 第 1 項にいう価値修正により発生する含み資産についての課税は、当該価値調整の解消の時点で行われる。
- 3 連邦経済供給庁による責任在庫契約の変更に基づいて、在庫品がもはや責任在庫保有を義務付けられなくなった場合、もはや認められない価値修正の解消は、最大で 3 課税期間にわたり、均等に分散して行うことができる。ただし、責任在庫保有者が任意で価値修正を解消する場合には、分散は認められない。
- 4 責任在庫保有は、印紙税の課税対象にならない。

第 23 条 担保

- 1 連邦が責任在庫の資金調達に対して保証を行う約束を付与した場合、在庫及び賠償請求権は、担保として用いられる。在庫物品が定められた量だけ存在していない場合、責任在庫保有者の所有権に属している同じ種類の物品は、残りの全てが責任在庫とみなされる。
- 2 取戻権及び担保権が連邦の権利である限り、法律又は契約による第三者の民事法上及び公

法上の請求権は無効のままである。ただし、債権法第 485 条にいう、債権保全のための在庫の保管場所の財産の留置権については、この限りではない。

第 24 条 取戻権

- 1 連邦又は第三者である企業が、保証の付与された貸付金（第 20 条）からの責任在庫の所有権者の債務を承継した場合、責任在庫の所有権及び責任在庫の所有権者のあり得る賠償請求権は、次の場合には直ちに、連邦又は第三者である企業に移転する。
 - a. ある在庫の責任在庫の所有権者について破産が宣告された場合
 - b. 債権法第 725a 条、第 764 条、第 820 条若しくは第 903 条又は民法典第 84a 条にいう破産手続が中止された場合
 - c. 責任在庫の所有権者に、和議のための支払猶予又は緊急時の支払猶予が認められた場合
- 2 実際の承継又は中止された換価の時点で、全ての費用を控除した後の責任在庫又は賠償請求権の価値が、承継された貸付金からの連邦又は第三者である企業の債権を上回っている場合、連邦又は第三者である企業は、第一に、保証基金に対する責任在庫の所有権者の債務を履行する。残余の部分は、破産財団、又は破産手続中止、和議のための支払猶予若しくは緊急時の支払猶予の場合には債務者に交付される。
- 3 連邦政府又は第三者である企業が、全ての費用を控除した後に、同人が承継又は換価した物品によって完全に充足されない場合、同人は破産手続又は和議契約に参加する。破産手続中止又は緊急時の支払猶予の場合、同人は債務者に対して、有利子で時効の適用されない債権を得る。

第 25 条 担保権

- 1 責任在庫の所有権者に対して、責任在庫の差押え若しくは担保換価又はあり得る賠償請求権による債権の執行が開始される場合、連邦は、その確保した債権に対して、第一順位の当該執行手続に参加しない担保権者の地位を有する。
- 2 責任在庫への法律上又は契約上の請求権を有する第三者は、同人の債権に対して、連邦、又は事情により保証基金の直後に、債権者としての弁済を受ける権利を有する。
- 3 債務者の責任在庫の物品又は補償債権への第三者の担保請求権は、債権の執行によってのみ行使され得る。

第 26 条 取消しの訴え

連邦又は第三者である企業にこの法律の第 24 条にいう取戻権又は第 25 条にいう担保権が認められている物品に関する処分から生じる、強制執行及び破産に関する 1889 年 4 月 11 日の連邦法第 285 条から第 292 条にいう取消請求権は、連邦又は第三者である企業が当該請求権の行使を放棄した場合に限り、債権者に譲渡することができる。

第 5 節 輸送及びその他のサービス

第 27 条

連邦参事会は、重大な不足状況の場合に、十分な輸送手段、情報手段及び通信手段が自由に使用でき、輸送路、情報経路及び通信経路が開通した状態を保ち、並びに倉庫の準備がなされているよう、必要な措置を講ずる。

第6節 国内資源の利用

第28条 林業

- 1 連邦参事会は、経済に関する国の供給を確保するため、森林の利用増大を指示する。
- 2 連邦参事会は、利用増大から生じる費用を補償するために調整基金が創設される場合、当該基金が次を満たしている限り、当該基金に参加しない林業経営体も拠出金を支払わなければならないように計画することができる。
 - a. 適切な運営主体によって運営されていること。
 - b. 木材生産、木材加工又は木材及び木材製品の販売の業務を行わないこと。
- 3 第2項にいう拠出金によって、当該基金を運営する資金を賄ってはならない。

第29条 水供給

連邦参事会は、重大な不足状況を顧慮して、飲料水の供給確保に関する指示を発令することができる。

第30条 農業に適した土地

連邦は、特に総合的に計画された措置によって、重大な不足状況の時に、国の供給基盤を十分に保障することができるよう、十分に適した耕地、特に輪作地の維持に配慮する。

第3章 重大な不足状況に対する経済的な介入措置

第31条 生命のために特に重要な財に関する指示

- 1 連邦参事会は、直ちに差し迫った、又は既に存在している重大な不足状況の場合、生命のために特に重要な財の供給を確保するため、一時的に経済的な介入措置を講じることができる。
- 2 連邦参事会は、次に関する指示を発令することができる。
 - a. 調達、分配、使用及び消費
 - b. 供給の制限
 - c. 生産の転換及び適応
 - d. 原材料の利用、再生及びリサイクル
 - e. 在庫保有の増強
 - f. 責任在庫及びその他の備蓄の放出
 - g. 引渡しの義務
 - h. 輸入の促進
 - i. 輸出の制限
- 3 連邦参事会は、必要な場合、連邦の費用で法律行為を行うことができる。

第32条 生命のために特に重要なサービスに関する指示

- 1 連邦参事会は、直ちに差し迫った、又は既に存在している重大な不足状況の場合、生命のために特に重要なサービスの供給を確保するため、一時的に経済的な介入措置を講じることができる。
- 2 連邦参事会は、次に関する指示を発令することができる。
 - a. エネルギー供給企業、情報企業、通信企業及び輸送物流企業のインフラストラクチャー

- 並びに輸送手段の確保、操業、利用並びに使用開始
- b. 個々のサービスの拡大、制限又は禁止
 - c. 業務を遂行する義務
- 3 連邦参事会は、必要な場合、連邦の費用で法律行為を行うことができる。

第 33 条 価格監視及び利幅の指示

- 1 連邦参事会は、経済的介入措置の対象である、生命のために重要な財及びサービスについて、価格の監視を命じることができる。
- 2 連邦参事会は、当該の財及びサービスについて、利幅の制限に関する指示を発令することができる。
- 3 他の法令に基づく、指定された財及びサービスについての価格規制の指示は、引き続き適用される。

第 34 条 他の法令の規定の一時的な非適用

- 1 連邦参事会は、経済的介入措置が有効である期間、他の法令の規定が一時的に適用されない旨宣言することができる。当該規定は付表 1 に記載される。
- 2 当該規定は、それがこの法律にいう措置と矛盾する場合に限り、非適用を宣言することが許される。
- 3 当該の非適用宣言が、当該措置が有効である期間を越えて継続し、又は不可逆的な有効性を持つことは許されない。
- 4 連邦参事会は、直ちに差し迫った、又は既に存在している重大な不足状況の場合、新たな規定を付表 1 に加えることができる。

第 4 章 助成、弁済及び保険

第 35 条 民間企業及び公企業の措置についての助成

- 1 連邦は、経済に関する国の供給を確保するため、民間企業及び公企業の措置を、当該措置が次のいずれかを満たしている限り、承認された資金の枠内で助成することができる。
 - a. 重大な不足状況に対する準備の枠組みにおいて、生命のために特に重要な供給システム及びインフラストラクチャーの本質的な強化に貢献すること。
 - b. 直ちに差し迫った、又は既に存在している重大な不足状況の場合に、生命のために特に重要な財及びサービスに関する供給に本質的な貢献を行うこと。
- 2 連邦参事会は、助成することができる措置、財政支援及び保証の程度並びに当該助成に対する必要条件を決定する。その際に連邦参事会は、国の供給の利益、費用と比較しての個別の措置の有効性、及び企業の固有の利益を考慮する。

第 36 条 輸送手段の購入に対する保証

- 連邦参事会は、スイスの輸送経営体及び物流経営体の輸送手段についての資金調達のため、次を満たしている限り、期限付きの保証を付与することができる。
- a. 当該輸送手段が、経済に関する国の供給にとって、生命のために特に重要であること。
 - b. 当該輸送手段が、スイスに登録され又は登録されていること。

- c. 当該輸送手段の調達に、既に他の法令に基づいて、連邦により財政的に助成されていないこと。

第 37 条 輸送手段についての担保

- 1 輸送手段並びにそれに付属する操業手段及び操業基盤（以下「付属設備」という。）並びに賠償請求権は、連邦が保証を行う約束を付与したら直ちに、担保として連邦の用に供される。輸送手段への連邦の物権的な担保請求権は、公的な登録簿が存在している限り、職権により当該登録簿に仮登記される。
- 2 連邦がその保証を行う約束を履行した場合、当該保証額の程度に至るまで、取戻権及び差押えの場合には優先的な担保権が、当該輸送手段及び付属設備並びに賠償請求額について連邦に帰属する。
- 3 責任在庫についての取戻権及び担保権に関する規定（第 24 条から第 26 条）は、必要な変更を加えて適用することができる。
- 4 連邦経済供給庁は、輸送手段及び賠償請求額の価格が、保証請求額を補償するのに不足するか又は不足する疑いがある場合には、追加の担保を要求することができる。
- 5 連邦参事会は、輸送手段についての保証の付与及び技術的な要求の細目を規定する。

第 38 条 弁済

- 1 連邦は、第 5 条第 4 項及び第 31 条から第 33 条にいう措置に対して、次を満たしている限り、民間企業及び公企業に弁済を行うことができる。
 - a. 当該措置が迅速に実行に移されなければならないこと。
 - b. 当該企業が負担限度を越える重大な損失を被ること。
- 2 連邦参事会は、弁済の枠組みを定める。
- 3 連邦経済供給庁は、個別の場合について、弁済の程度及びその前提条件を決定する。その際に連邦経済供給庁は特に、当該措置についての企業の固有の利益及び当該措置から生じる利点を考慮する。

第 39 条 保険及び再保険

- 1 連邦は、保険による補償及び再保険による補償を、このような補償が保険市場で入手できないか、又は合理的な条件で入手できない場合に付与することができる。連邦は、次に対して補償を提供する。
 - a. 生命のために特に重要である財及びサービス
 - b. 生命のために特に重要である輸送手段
 - c. 在庫
- 2 連邦は、戦争のリスク並びにそれと類似した海賊行為、暴動及びテロのような危険に対して、保険による補償を付与することができる。
- 3 連邦参事会は、保険による補償及び再保険による補償の補償範囲並びに効力を有する地域を規制し、どの時点からこれらの保険が効力を発し、補償を付与することができるかについて決定する。
- 4 連邦は、民間の保険事業における通例の原則に基づき、保険料の支払と引換えに補償を付与

する。この原則では、経済に関する国の供給にとって必要な保険による補償を実現することが不可能である場合に限り、連邦が当該原則から逸脱することが許される。

- 5 連邦経済供給庁は、保険料の金額及び条件を保険契約で定める。保険料は、特にそれぞれのリスク、補償範囲及び保険期間に応じて算定される。
- 6 保険の技術的な処理のため、スイス国内で認可された民間保険会社を動員することができる。
- 7 徴収された保険料及び資金は、連邦の年次会計報告で明示され、損害の補償のため使用される。あらかじめ用途の決まっている資金には利子が付される。
- 8 基金の資産が損害を補償するには十分でない場合、連邦は一般財源から不足額を立て替える。当該立替金は保険料収入から返済される。

第5章 管理措置

第40条 強制手段

この法律、実施中の命令、処分又は契約の規定に違反した場合、連邦経済供給庁は次を行うことができる。

- a. 義務を負う者の負担で代執行を行うこと。
- b. 万一に備えた差押えを命じること。
- c. 許可を取り消し又は拒否すること。
- d. 販売及び購入を制限し並びに割当を削減すること。

第41条 連邦の利益になるような返還請求及び帰属

- 1 財政支援は、それが不当に与えられるか又は企業が督促にもかかわらず自らに課された義務を履行しない場合には、可罰性の問題とは独立に、返還請求することができる。
- 2 この法律若しくはそれに基づいて発令された実施規定若しくは処分若しくは契約の違反に基づいて入手され又は付与された物品及び資産利益は、当該違反の可罰性の問題とは独立に、連邦に帰属する。
- 3 企業がそれによって非合法的な利益を得た物品又は資産価値を、当該企業がもはや所有していない場合、当該企業に対する、非合法的な利益の金額についての補償請求が、連邦の権利として与えられる。
- 4 自身の過失なく、引渡しの義務を有する企業による行動から損害を受けた第三者は、連邦経済供給庁に対して、（連邦に帰属させられた）物品及び資産利益のうち同人に割り当てられる部分の返還を請求することができる。
- 5 この規定にいう返還請求及び帰属は、刑法典第70条から第72条にいう刑法上の没収罰に優先する。

第42条 行政措置による処分

- 1 連邦経済供給庁は、処分的手段を用いて、第40条及び第41条にいう措置を講じる。
- 2 物品又は資産利益の返還請求の際に手続費用が連邦に発生した場合、第41条第4項にいう損害を受けた第三者は、返還請求に際しての同人の取り分に相応する費用を負担しなければならない。連邦経済供給庁は、処分により当該金額を定める。

第 43 条 違約金

- 1 連邦経済供給庁は、契約により取り決められた枠内で、請求し得る違約金の金額を個別に決定する。
- 2 違約金が（契約相手から）原則的に承認されないか、又はその金額に異論が唱えられている場合、連邦経済供給庁は、当該案件を連邦行政裁判所に提出する。
- 3 違約金の賦課は、契約の履行を免除するものではない。

第 44 条 消滅時効

- 1 第 41 条及び第 43 条にいう連邦の請求権は、管轄権を有する連邦官庁が当該請求権の法的根拠を認識した後 1 年で、最長でも当該請求権の発生後 5 年で時効になる。ただし、当該請求権が処罰すべき行為から生じた場合、刑法は当該請求権に対して、より長い消滅時効期間を定め、それを適用する。
- 2 消滅時効は、請求行為ごとに中断する。消滅時効は、関係する企業をスイス国内で法的に告訴することができない期間は停止する。
- 3 第 41 条第 4 項にいう損害を受けた第三者の請求権は、同人が、不法に入手された物品又は資産利益の連邦による帰属についての認識を得た後 1 年で、最長でも当該帰属の後 5 年で時効になる。

第 6 章 法的手段

第 45 条 異議申立て

- 1 第 31 条から第 33 条又はそれに基づく実施規定による処分には、異議申立てを行うことができる。
- 2 異議申立ては、当該処分の開始から 5 日以内に、管轄権を有する官庁に書面で行わなければならない。当該異議申立ては、提案を含み、かつ（当該申立ての）理由付けの役に立つ事実を述べていなければならない。

第 46 条 上訴

- 1 民間経済の組織（第 60 条）の処分に対しては、連邦経済供給庁に上訴を行うことができる。
- 2 邦の最終的な所管部局の処分に対しては、連邦行政裁判所に上訴を行うことができる。
- 3 第 31 条から第 33 条又はそれに基づく実施規定による処分に対する上訴は、5 日以内に提出しなければならない。当該の上訴申立てにはいかなる延期効もない。
- 4 その他の事項に係る上訴の手続は、連邦司法に関する一般規定により判断される。

第 47 条 訴訟手続

連邦行政裁判所は、次の者の間の争いを訴訟により判断する。

- a. この法律に基づく公法上の契約の当事者
- b. 責任在庫保有者及び責任在庫機構

第 48 条 民事裁判所

民事裁判所は、次に関する争いを判断する。

- a. 責任在庫及び輸送手段についての連邦の取戻権及び担保権
- b. 連邦がとり得る賠償請求及び取消訴訟

第7章 罰則

第49条 経済に関する国の供給の措置に対する違反行為

- 1 次を故意に行った者は、3年以下の自由刑又は罰金刑に処する。
 - a. 第5条第4項、第28条第1項、第29条、第31条第1項、第32条第1項及び第33条第2項に基づいて発令された措置に関する指示に違反した者
 - b. この条の法定刑による警告にもかかわらず、この法律又はそれに基づく実施規定による処分に従わない者
 - c. この条の法定刑による警告にもかかわらず、この法律又はそれに基づく実施規定により同人が締結した契約に従わない者
- 2 行為者が過失で行った場合、刑罰は180日分以下の日割り罰金とする。

第50条 情報提供の義務違反

第64条、同条に基づく実施規定、処分又は契約により情報提供の義務を負い、その際に虚偽の又は不完全な申告を行った者は、1年以下の自由刑又は罰金刑に処する。

第51条 給付詐欺及び税金詐欺

給付詐欺及び税金詐欺、文書偽造、偽の証明書の不正入手並びに文書隠蔽に対しては、行政刑法に関する1974年3月22日の連邦法第14条から第16条が適用される。ただし、刑罰は5年以下の自由刑又は罰金刑とする。

第52条 贓物（ぞうぶつ）取得

- 1 当該の物が、この法律にいう処罰すべき行為によって他の者が入手したものであることを知っているか、又はそのように想定しなければならないにもかかわらず、その物を獲得し、受贈し、担保として使用し、隠匿し又は売却を援助した者は、5年以下の自由刑又は罰金刑に処する。
- 2 故買者は、本犯の刑の方が軽い場合には、本犯の法定刑により処罰される。

第53条 犯人幫助

- 1 ある者を第49条から第52条にいう違反行為に基づく刑事訴訟手続中に刑事訴追若しくは刑の執行から遠ざけた者又は行為者若しくは共犯者のためにこのような違反行為からの利得を確保することに寄与した者は、行為者に適用される法定刑により処罰される。
- 2 この法律又はそれに基づく実施規定による措置の実施を阻止することに寄与した者は、5年以下の自由刑又は罰金刑に処する。
- 3 行為者が受益者と非常に近い関係にあり、その行動が許され得る場合、裁判所はその刑を軽減し又はその刑を免除することができる。

第54条 風説の流布

直ちに差し迫った、又は既に存在している重大な不足状況の時に、非合法的な利得を自身若しくは他の者に得させる目的で、故意かつ計画的に、経済に関する国の供給の領域において、現行の若しくは間近に迫った措置に関する虚偽の若しくは歪曲した主張を述べ又は流布させた者は、3年以下の自由刑又は罰金刑に処する。

第55条 刑事訴追

- 1 この法律に対する違反行為は、邦によって訴追され判断される。
- 2 輸入の許可義務（第7条第3項）及び輸出の制限（第31条第2項i）に関するこの法律の規定に対する違反行為は、連邦税関（EZV）によって訴追され判断される。
- 3 訴追されている違反行為に関して、1つの違反行為が、第2項にいう違反行為と連邦税関による違反行為を同時に意味している場合、最も重い違反行為に対する法定刑が適用される。連邦税関は、刑を相応に加重することができる。

第56条 連邦経済供給庁の当事者としての地位

連邦経済供給庁は、手続において私訴原告の権利を行使し、略式命令に対して異議申立てを行うことができる。検察庁は、連邦経済供給庁に予審手続の開始を通知する。

第8章 実施

第57条 原則

- 1 連邦参事会は、実施規定を発令し、必要な措置を講じる。
- 2 連邦参事会は、個別の専門家領域を定める。これらの専門家領域には、常設の事務局を置くことができる。
- 3 連邦参事会は、重大な不足状況を除去するため、あらかじめ配慮して、責任在庫の放出についての権限を、連邦経済・教育・研究省に委任することができる。
- 4 連邦参事会は、第31条から第33条にいう措置を実施するため、連邦経済供給庁に、技術的及び管理的性質の命令を発令する権限を与えることができる。
- 5 連邦参事会は、供給状態に関する住民、企業及び官庁の適切な情報を入手し、供給の安全性を高めるための勧告を与える。

第58条 経済に関する国の供給代表者

- 1 連邦参事会は、経済に関する国の供給代表者を、民間経済の出身者から任命する。
- 2 同人は、連邦経済供給庁及び専門家領域の長を、兼職で務める。

第59条 邦

- 1 邦は、同人に依頼された任務を実施するため、組織に関する指示を発令し、必要な機関を選任する。
- 2 邦が必要な実施規定を適時に発令しない場合、連邦参事会は、命令の手段により仮の命令を発する。
- 3 連邦参事会は、邦による実施を監督する。連邦参事会は個々の場合に、当該邦の負担で、実施が遅れている邦に代わって行動する。

第 60 条 民間経済の組織

- 1 連邦参事会は、この法律にいう公的な任務を、特に次のものについて、民間経済の組織に委任することができる。
 - a. 点検活動及び監視活動
 - b. 市場観察及び分析
 - c. 準備措置及び介入措置の枠内での実施活動
- 2 連邦参事会は、備蓄の保有に関連して実施する任務を、保証基金を管理する民間の運営主体に委任することができる。連邦経済供給庁は、当該運営主体と履行に関する取決めを締結することができる。
- 3 連邦経済供給庁は、これらの任務を委任した組織を監督する。

第 61 条 国際協力

- 1 連邦参事会は、経済に関する国の供給を確保するため、次に関する国際条約を締結することができる。
 - a. 情報交換及び協力
 - b. 供給の安全のための国際的な委員会への参加
 - c. 供給危機を克服するための措置の準備、使用及び調整
- 2 連邦参事会は、国際的な義務を履行するため、スイス国内にいかなる不足状況も差し迫っておらず、又は存在していない場合であっても、経済に関する介入措置を講じることができる。

第 62 条 供給状態の観察及び統計調査

- 1 連邦参事会は、供給状態を絶えず観察し、経済に関する国の供給を確保するために必要な統計調査を指示する。
- 2 連邦参事会はその際に、他の官庁及び民間経済の調査に依拠する。連邦参事会は、当該の調査及び統計データの加工が、競争を歪曲させぬよう導くことを確保する。

第 63 条 秘密保持の義務

法の実施に関与する者は、秘密を守る義務を負う。

第 64 条 情報提供の義務

- 1 各人は、管轄権を有する官庁及び民間経済の組織に、この法律の実施のために必要な全ての情報を提供し、処分のための基礎資料を提出し、その空間及び土地へのアクセスを許容しなければならない。
- 2 刑事訴訟法第 169 条は、必要な変更を加えて適用する。
- 3 連邦税関は、秘密保持の義務にかかわらず、連邦経済供給庁、専門家領域、保証基金を管理する運営主体及び民間経済の組織に、この法律の実施のためにそれが不可欠なものである限り、処分のための証拠及びデータを提供する。

第 9 章 最終規定

第 65 条 他の法令の廃止及び改正

他の法令の廃止及び改正は、付表 2 で規定される。

第 66 条 国民投票及び発効

- 1 この法律は任意的国民投票の下に置かれる。
- 2 連邦参事会は、発効を定める。

全州議会 2016 年 6 月 17 日

議長：ラファエル・コムテ [Raphaël Comte]

事務総長：マルティナ・ブオル [Martina Buol]

国民議会 2016 年 6 月 17 日

議長：クリスタ・マルクヴァルダー [Christa Markwalder]

事務総長：ピエール-エルベ・フレレショー [Pierre-Hervé Freléchoz]

公布日：2016 年 6 月 28 日

レファレンダム期限の満期日：2016 年 10 月 6 日

付表 1（第 34 条第 1 項及び第 4 項関係）

他の法令の規定の一時的な非適用

連邦参事会は、次の規定が一時的に非適用であると宣言することができる。

- 1 1958 年 12 月 19 日の道路交通法第 2 条第 2 項

付表 2（第 65 条関係）

他の法令の廃止及び改正

I

1982 年 10 月 8 日の経済に関する国の供給法は、廃止される。

II

下記の法令は、次のように改正する。

1 2005 年 6 月 17 日の連邦裁判所法

第 83 条 j

次に対する上訴は認められない。

- j. 重大な不足状況の際に行われた、経済に関する国の供給の領域についての決定

2 連邦直接税に関する 1990 年 12 月 14 日の連邦法

第 5 条第 1 項 f

1 スイス国内に税法上の住所又は居所を持たない自然人は、次の場合、経済上の帰属に基づいて納税義務を有する。

- f. 国際的な交通において、船舶内若しくは航空機内での労働又は道路輸送の際の労働に対す

る、スイス国内に所在地又は恒久的施設を有する雇用者からの賃金若しくはその他の報酬の支払を受けた場合。ただし、外航船内での労働に対する船員への課税はこの限りではない。

第 97 条 国際的な輸送の場合の労働者

国際的な交通において、船舶内若しくは航空機内での労働又は道路輸送の際の労働に対する、スイス国内に所在地又は恒久的施設を有する雇用者からの賃金若しくはその他の報酬の支払を受けた外国に居住する労働者は、第 83 条から第 86 条にいうその給付に対して課税される。ただし、外航船内での労働に対する船員への課税はこの限りではない。

3 邦と基礎的自治体の直接税制の調和に関する 1990 年 12 月 14 日の連邦法

第 4 条第 2 項 f

2 スイス国内に税法上の住所又は居所を持たない自然人は、次の場合、経済上の帰属に基づいて納税義務を有する。

- f. 国際的な交通において、船舶内若しくは航空機内での労働又は道路輸送の際の労働に対する、邦内に所在地又は恒久的施設を有する雇用者からの賃金若しくはその他の報酬の支払を受けた場合。ただし、外航船内での労働に対する船員への課税はこの限りではない。

第 35 条第 1 項 h

1 当該の者がスイス国内に税法上の住所又は居所を持たない場合、次に対しては、源泉からの税の天引きを受ける。

- h. 国際的な交通において、船舶内若しくは航空機内での労働又は道路輸送の際の労働に対する、邦内に所在地又は恒久的施設を有する雇用者からの賃金若しくはその他の報酬の支払を受けた労働者は、その給付に対して。ただし、外航船内での労働に対する船員への課税はこの限りではない。

4 1953 年 9 月 23 日の海上輸送法

第 6 条第 1 項

1 連邦参事会は、海上でスイス国旗を掲揚している間、連邦の安全若しくは中立性が危険にさらされ、又は国際的な困難が発生するのを阻止するために必要な、全ての適当な措置を講じることができる。

5 航空機登録簿に関する 1959 年 10 月 7 日の連邦法

第 5 条 e

航空機登録簿には次を仮登記することができる。

- e. 2016 年 6 月 17 日の経済に関する国の供給法第 37 条にいう連邦の取戻権及び担保権

出典

・ Bundesgesetz über die wirtschaftliche Landesversorgung (Landesversorgungsgesetz, LVG) vom 17. Juni 2016. Der Bundesrat HP <<https://www.admin.ch/opc/de/classified-compilation/20141710/201706010000/531.pdf>>

(ひぐち おさむ)